

加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書

少子高齢化に突入した日本では、社会の活性化には高齢者の社会参加がこれまで以上に活発にならなければならない。しかし、高齢者の加齢性難聴による機能の低下は、日常生活が不便になり、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす要因となり、うつや認知症を起こす危険因子となっている。

政府は、2015年に策定した「新オレンジプラン」の中でも認知症を起こす危険因子として、加齢や高血圧のほか、難聴を挙げられている。また、2020年6月の全国市長会では、介護保険制度の中で、「加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助金制度」を創設することを国に要望した。さらに2021年3月21日大都市高齢者福祉・高齢者医療主幹課長会議でも、国に公的補助の創設を要望した。

日本の難聴者率は欧米諸国と大差ないが、すでに補聴器購入に対しての公的補助がほぼ確立している欧米諸国と比べて日本の普及率は極めて低く、2018年に日本補聴器工業会が行った調査によると、イギリス47.6%、フランス41%、ドイツ36.9%、アメリカ30.2%に比べて14.4%にすぎないのである。

日本の普及率の低さは、補聴器の価格が片耳当たり概ね10～30万円と高額で、保険適用がなく、全額自己負担という実態が原因として考えられる。

高齢になっても生活の質を落とさずに心身ともに健やかに過ごすことができ、認知症予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるため、以下の事項について要望する。

記

1. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月30日

大阪府和泉市議会

厚生労働大臣 殿